

毎週火・金曜日発行（当日が休日当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件三件 一六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 一六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一六
- 計量器の定期検査を実施する件 一七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一七
- 廃川敷地等が生じた件 一七
- 公告 県営土地改良事業の工事が完了した件 一七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 一七
- 落札者を決定した件 一七

告 示

福島県告示第二百七十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年四月一日救急病院として認定した。

令和七年四月四日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅 雄
医療法人社団恵周会白河病院	白河市六反山一〇番地一	認定有効期限	令和一〇年三月三十一日
			(地域医療課)

福島県告示第二百七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年四月一日救急病院として認定した。

令和七年四月四日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅 雄
医療法人社団青空会大町病院	南相馬市原町区大町三丁目 九七	認定有効期限	令和一〇年三月三十一日
			(地域医療課)

福島県告示第二百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年四月一日救急病院として認定した。

令和七年四月四日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅 雄
公益財団法人ときわ会常磐病院	いわき市常磐上湯長谷町上 ノ台五七	認定有効期限	令和一〇年三月三十一日
			(地域医療課)

福島県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年四月四日から同年八月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月四日

- | | | | |
|---|---|-------|--------|
| 一 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 福島県知事 | 内堀 雅 雄 |
| | ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか | | |
| 二 | 変更した事項 | | |
| 1 | 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | | |
| | (変更前) イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 小林 健太郎 | | |
| | (変更後) イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 三浦 弘 | | |
| 2 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | | |

ては代表者の氏名

(変更前) イオンビッグ株式会社

代表取締役社長 小林 健太郎

(変更後) イオンビッグ株式会社

代表取締役社長 三浦 弘

変更した年月日

令和七年三月一日

届出年月日

令和七年三月二十七日

届出をした者

イオンビッグ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月四日から同年五月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ロシナンテ鎌田店・パースデイ鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚十三番六ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に係る事項

事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。

2 周辺地域の生活環境の保持に係る事項

騒音規制法に係る特定施設、福島県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音指定施設を設置する場合は、防音対策や配置等を検討し、敷地境界での騒音値に関して規制基準を遵守すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月四日から同年五月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)エイトプロいわき店 福島県いわき市平塩字古川五十二番ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

店舗沿いの国道三百九十九号線について、平第六小学校の通学路及び平第二中学校の通学区域となっておりことから、工事期間中も含め、児童・生徒の通行の安全確保に十分に意を用いること。

2 廃棄物に係る事項

(一) 事業活動に伴い発生した廃棄物は、分別・リサイクルに努めるとともに、委託処理をする際には、適切な廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を持った者を選定すること。なお、産業廃棄物の処理を委託するに当たっては、マニフェストの交付及び交付したマニフェストの写しの保存を適正に行うこと。

(二) 廃棄物の保管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する保管基準を遵守すること。

(三) 従業員や顧客の飲食や嗜好により排出された缶類、ペットボトル、ビン類及び容器包装プラスチックは、産業廃棄物として取扱うこと。

3 その他

(一) 増改築にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業または福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。

(二) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、対応すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月四日から同年五月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター会津坂下店 福島県河沼郡会津坂下町大字金上字的場三三三
十六番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

伊達郡桑折町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	五月七日 午前一〇時から 午前一二時まで	桑折町役場
同 郡国見町	同	同 午後二時から 午後四時まで	国見町観月台文化センター
同 郡川俣町	同	五月八日 午前一〇時から 午前一二時まで	川俣町中央公民館
伊達市	同	五月一三日 午前一〇時から 午前一一時まで	ふるさとふれあいホール
	同	午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	伊達市役所霊山総合支所
		五月一四日	保原体育館

町	右に掲げる市の検査を受けなかったもの	五月一六日 午前一〇時から 午前一二時まで	伊達ふれあいセンター
	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月一五日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	梁川中央交流館
		五月一九日から六月二〇日まで(土曜日及び日曜日を除く。)	福島県計量検定所
		午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月一日から一一月九日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
------	-------------------------	------------	----------------	-------	---------------------------------

(計量検定所)

福島県告示第二百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から令和七年三月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第二百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 細谷林藏 阿部三吾 安藤クニ 伊藤金助 伊藤伸之助 伊藤半五郎 伊藤文七 伊藤豊吉 伊藤浪五郎 遠藤常吉 吉田庄太郎 吉田米松 橋本タカ 橋本竹次郎 熊田民作 古川半三郎 戸城安敬 高橋清蔵 高橋清松 佐久間佐平治 山口善太 山口榮吉 山崎ナツ 七海久治 七海作次郎 七海作太郎 宗形喜平 宗形常吉 宗形徳次郎 宗形文六 小林勝治 松山傳吉 人見新三郎 人見新之助 菅野亀治 菅野儀助 菅野熊之助 菅野忠兵衛 星平助 石井石松 石井丹治 増戸治左衛門 大橋仙治 大橋倉蔵 大橋彦弥 大橋弥作 大橋弥次右衛門 大原新松 大原勇蔵 中村喜右衛門 中村喜代松 中村亀治 中村徳右衛門 中村友治 渡邊三次郎 渡邊松之助 柏櫓太惣治 片吉半左衛門 片吉半助 本田キク 本田重三郎 鈴木久三郎 鈴木源四郎 鈴木春三郎 鈴木新之丞 鈴木斧吉 鈴木又四郎 鈴木浪吉 齋藤助作 齋藤大助 鈴木観照 大越喜一郎 鈴木観照 本郷部落惣代人齊藤貞江 本郷部落代人齊藤貞江

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和七年福島県告示第二百二十四号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百八十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川計画課及び福島県喜多方建設事務所に備え置いて

縦覧に供する。

令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 河川の名称 一級河川阿賀野川水系奥川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和七年四月四日
- 三 廃川敷地等の位置 上流端 耶麻郡西会津町大字元島字特ヶ沢一四五〇番五から下流端 耶麻郡西会津町大字元島字特ヶ沢一四五〇番五まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 六、六九九・二五平方メートル
(河川計画課)

公 告

公告第六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、小島地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(通作条件整備型))の工事は令和五年三月二十七日完了したので公告する。

令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画(大槻町中ノ平地区計画)の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画(日和田町五庵地区計画)の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 一

縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第71号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年4月4日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,056,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1部あたり11.70円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月7日

(入札用度課)